

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年11月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第34条第2項中

「

(6) 負傷又は疾病(地方公務員災害補償法(以下「補償法」という。)第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができるものを除く。以下同じ。)	次のア又はイに掲げる期間のうち、いずれか長い方の期間の範囲内(再任用職員にあっては、1の年次につき40日の範囲内で別に定める期間の範囲内)において、医師の証明等に基づき、必要と認める期間 ア 正規の勤務日の日数75日(以下の欄で「75日」という。)(病気休務(負傷又は疾病により医師の証明等に基づき、承認を受けて勤務しないことをいう。以下同じ。)の期間が2以上ある場合において、これらの期間の間に75日以上の期間がないときは、これらの期間を通じて75日) イ 病気休務の期間(病気休務の期間が2以上ある場合において、これらの期間の間に75日以上の期間がないときは、これらの期間のうち最初の期間)の初日から起算
--	--

して 4 箇月

」

を

「

<p>(6) 負傷又は疾病(地方公務員災害補償法(以下「補償法」という。)第 28 条又は第 28 条の 2 の規定により補償を受けることができるものを除く。以下同じ。)</p>	<p>次のア又はイに掲げる期間のうち、いずれか長い方の期間及び当該期間を超える期間で京都市職員の分限に関する条例第 2 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職された場合における当該休職された日前 1 月の期間の範囲内(再任用職員にあっては、1 の年次につき 40 日の範囲内で別に定める期間の範囲内)において、医師の証明等に基づき、必要と認める期間 ア 正規の勤務日の日数 75 日(以下の欄で「75 日」という。)(病気休務(負傷又は疾病により医師の証明等に基づき、承認を受けて勤務しないことをいう。以下同じ。)の期間が 2 以上ある場合において、これらの期間の間に 75 日以上の期間がないときは、これらの期間を通じて 75 日) イ 病気休務の期間(病気休務の期間が 2 以上ある場合において、これらの期間の間に 75 日以上の期間がないときは、これらの期間のうち最初の期間)の初日から起算</p>
---	--

して4箇月

」

に改める。

#### 附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)